

令和7年度特定侵害訴訟代理業務試験

採点実感〔事例問題1〕

問1 起案

本起案は、特許権侵害差止等請求事件を題材として、被告代理人の立場からの論述を求める問題であった。公然実施発明に基づく新規性欠如の無効の抗弁といった、比較的なじみの薄い論点を含むものの、全体的に基本的な論点を問う問題であったことから、多くの答案が出題の意図を理解しているように思われた。しかし、主張書面として十分な記載のある答案は少なかった。

答弁書は、被告代理人としての「主張」を記載する書面であるから、単に「言い分」に記載された事実を述べるにとどまらず、当該事実からいかなる理由により自らの結論が導かれるのかを論証し、また、当該事実が結論との関係においていかに解釈・評価されるべきかを明示することが求められる。特に、構成要件該当性に関しては、各構成要件のいずれの文言に該当しないのかという結論を明確に述べることも必要である。これらは訴訟における主張書面作成の基本的な事項であるが、その習得には、公表されている裁判例において、個々の論点に関する当事者の主張や裁判所の判断がいかに論じられているかを読み取り、理解することが有益である。

- 1 空欄1は、請求の趣旨に対する答弁を解答させるものであるが、良くできていた。
- 2 空欄2は、被告方法の構成を解答させるものである。「主孔と連通孔から押し出されたこんにゃくのりが連結一体化され帯状となっている」ことは記載しているものの、それが「押し出された時点」である点に言及のない答案が相当数あった。
- 3 空欄3は、「多孔のノズル」のクレーム解釈を解答させるものである。クレーム解釈の根拠となる明細書の記載を指摘し、「多孔のノズル」について「複数の孔が他の孔と連通せず独立しているノズル」という意義を記載する点は多くの答案ができていた。しかし、明細書の記載から、なぜ係る解釈に至ったのかについて十分説明されている答案は少なかった。
- 4 空欄4は、被告方法の構成bが本件発明の構成要件Bの「多孔のノズル」と「糸状こんにゃくのり」の構成を備えないことを解答させるものである。被告方法の構成を記載するだけの答案が多く、被告方法のどの部分が「多孔のノズル」や「糸状こんにゃくのり」と異なるかを丁寧に説明できている答案は少なかった。

- 5 空欄 5 は、被告方法の構成 c が本件発明の構成要件 C に該当しないことを解答させるものである。比較的良くできていたが、被告方法の構成と本件発明の構成要件 C を並記して、両者が異なると記載するだけで、「多数本の」「糸状こんにゃくのり」の点が異なることを丁寧に説明できている答案は多くなかった。
- 6 空欄 6 は、均等侵害の第 1 要件の本質的部分の意義及び本質的部分を認定する際の基礎資料を解答させるものである。本質的部分の意義について、「特許請求の範囲の記載」における特徴的部分である旨が欠けている答案や、本質的部分を認定する際の基礎資料（特許請求の範囲及び明細書の記載に基づく）に言及できていない答案が相当数あった。
- 7 空欄 7 は、空欄 6 の本質的部分の意義を踏まえ、本件発明における本質的部分が何であることを解答させるものである。明細書の従来技術に言及し、本件発明の課題及び解決手段並びに効果について触れている答案は多くあったが、これらを踏まえて、本件発明の本質的部分が構成要件 B 及び構成要件 C にある点まで到達している答案は少なかった。
- 8 空欄 8 は被告旧製品の製造方法の構成を認定するための材料となる事実の主張を解答させるものである。被告旧製品の目皿の構成及び被告旧製品の方法で製造されたこんにゃくが筋組織状である点についてはおおむね言及されていたが、被告旧製品の製造方法で押し出した時点でこんにゃくのりが糸状で、押し出された直後に膨張することで一体化する点まで言及されている答案はほとんどなかった。
- 9 空欄 9 は「公然」ないし「公然実施」の意義を記載し、被告が本件特許出願日より前に被告旧製品の製造方法を公然実施していたことを解答させるものである。被告旧製品の製造方法が本件特許出願日より前に実施されていたことについての最も客観的な証拠は、工場で見られた「24. 12. 1」との日付印が押された在庫品である。しかし、この点について言及がないか、または、単に言い分の事実を羅列しているだけの答案が多かった。また、工場への部外者の立入りが禁止されていなかった事実を言い分記載のとおり羅列するだけで、その意味（被告旧製品の製造方法が知られる可能性があったこと）について記載できている答案は少なかった。
- 10 空欄 10 は特許法 102 条 2 項の推定覆滅の主張を解答させるものである。「市場の非同一性」「市場における競合品の存在」「侵害者の営業努力」「被告製品の部分のみの実施」の 4 点について言及できている答案は多くはなかった。また、単に各項目に当てはまる事実が記載されているだけで、当該事実によりなぜ推定が覆滅するかについてまで記載されている答案はほとんどなかった。

問2 小問

1 小問（1）

事例を通じて、共同不法行為（民法719条1項前段）の成否、連帯債務における相対的効力の原則（同法441条本文）及び不法行為による損害賠償請求権の消滅時効（同法724条）の理解を問う問題であった。アは良くできていたが、イは免除（同法519条）の相対的効力、ウは裁判上の請求等による時効の完成猶予（同法147条1項1号）の相対的効力の問題であることを指摘できている答案は少なかった。

2 小問（2）

事例を通じて、既判力（民事訴訟法114条1項）及び訴訟物の捉え方を問う問題であった。アは既判力の問題であることはおおむね指摘できていたが、「請求棄却」ではなく「却下」としている答案が大半であった。イは口頭弁論終了後の承継人（同法115条1項3号）の問題であることを指摘できている答案は少なかった。ウは請求項単位説に立った答案が多く、考え方の筋が通っていれば正解としているが、実務的には特許権単位説に立つ裁判例が出されている（知財高判令和6年2月21日（令和5年（ネ）第10071号事件）等）ことに留意されたい。

以上